監督命令

平成２３年（再）第２７号
大阪府枚方市津田山手２丁目19番10号
再生債務者　株式会社カナエ技研
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区南船場４丁目３番11号　大阪豊田ビル２階　弁護士法人御堂筋法律事務所　弁護士　高井　浩一
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
神奈川県鎌倉市玉縄５丁目11番地６
再生債務者　磯部　金一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年２月９日から平成24年２月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１号
福井県大野市要町１番33号
再生債務者　源平酒造株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年９月30日付け再生債務者等提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成24年１月６日まで
平成23年12月６日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
千葉県野田市岩名２丁目26番16号
再生債務者　株式会社岩名不動産
1　決議に付する計画案　平成23年10月13日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月26日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年１月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月11日
平成23年12月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２２年（再）第３号
京都府南丹市園部町大河内小米阪１番地17
再生債務者　阿龍山瑞専寺
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年12月６日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１０号
横浜市西区西平沼町８番13号
再生債務者　株式会社センチュリー工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成23年12月７日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第１６号
大阪市西区京町堀１丁目６番４号
再生債務者　アドクリエイション株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区平野町３丁目６番１号　あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル６階　弁護士法人坂下法律事務所　弁護士　坂下　泰啓
3　廃止の理由の要旨　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がなかった。
平成23年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可中更正

平成２３年（再）第２号
群馬県太田市新田木崎町170
再生債務者　株式会社三興製作所
1　主文　平成23年11月16日当裁判所がなした再生計画認可決定について掲載された再生計画認可の官報のうち、理由の要旨につき「債権者集会で」とあるのを「決議に付され」と更正する。
2　決定年月日　平成23年12月６日
前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１４３号
埼玉県川越市小仙波町２丁目８番地３
再生債務者　尾崎　和之
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第７６号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目３番27―405号
再生債務者　渡邉　雅浩
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８５号
埼玉県春日部市武里中野334番地２
再生債務者　田中　　直
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第１５２号
埼玉県富士見市羽沢２丁目11番39号　ウチダハイツ202
再生債務者　平田　和正
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２０９号
愛知県小牧市大字文津1034番地２
再生債務者　横井　伸光
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部